

「令和6年度紀伊半島3県共同研究事業」
紀伊半島3県における低コストな再造林・保育施業の事例調査業務にかかる
公募要領

1. 事業の目的

再造林や初期保育に掛かる経費の低減にむけて、低密度植栽や大苗の植栽、下刈り回数の低減など、紀伊半島各地で様々な取組がなされているところである。

木材の販売収益の高騰が期待できない中、低コストな再造林・保育を普及していく必要があるが、紀伊半島3県の森林所有者の中には、低密度植栽等の低コストな施業を敬遠する声も聞かれ、「低コストな再造林・保育」の成果を分かりやすく示していく必要がある。

そこで、紀伊半島3県で実施された、低コストな植栽や下刈り施業地の現況を調査し、施業後の生育状況や縮減された経費等を整理した資料を作成することを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

紀伊半島3県における低コストな再造林・保育施業の事例調査業務

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託期間は、契約日の翌日から令和7年3月21日までとする。

3. 委託料

(1) 委託料の上限

金5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払条件

委託料の支払いは、実績報告に基づく精算払いとします。

前払い金、部分払いはありません。

ただし、契約後に発生した事象により、やむを得ず事業期間が年度をまたぐ場合、年度毎に実績報告を行っていただき、これに基づく精算払いとします。

(3) 経費

1) 委託料の対象となる経費

ア 直接経費

研究・開発業務の実施に直接関係する人件費、物品費、旅費など以下の経費を指す。

①受託者人件費(賃金、社会保険料)

②報償費

③旅費

④消耗品費(税込み単価が5万円未満のもの)

⑤使用料及び賃借料(機械・機器のレンタル料、リース料)

⑥役務費(通信、運搬費)

⑦その他、開発にかかる材料費など委託者が認める経費
イ 間接経費
研究・開発業務実施機関の管理等に必要な経費であり、直接経費の15%以内とする。

2) 委託料の対象とならない経費

ア 他の財源により手当てされている経費
イ 土地・建物を取得するための経費
ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費
エ 飲食費
オ 受託者の他の業務と区分できない経費
カ 委託契約以前に支出した経費
キ 事業との関連が認められない経費
ク 実施機関が通常備えるべき設備、備品等の購入経費
※減価償却期間が当該業務の履行期間を超える備品及び汎用性の高いパソコン・周辺機器、事務機器、机、椅子、書庫などの什器類等。

3) その他の留意事項

本業務委託の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければなりません。

また、本業務委託に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておいてください。

4. 業務委託の応募要件等

(1) 応募資格

本業務委託に応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力、実績を有する機関（①大学及び大学共同利用機関、②国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人及び認可法人、③民間企業、公益・一般財団・社団法人、NPO法人、④公立試験研究機関、地方独立行政法人等）とします。

なお、応募する機関は次に掲げる条件をすべて満たしている必要があります。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものではないこと
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者ではないこと
- 4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の滞納がない者であること
- 5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者でないこと

(2) アドバイザーの設置

本業務委託の効率的な実施を目的として、必要に応じて高い専門的知識を有する者（本業務委託の実施を希望する機関以外の機関に所属する者）をアドバイザーとして設置することができます。

なお、アドバイザー設置に係る経費については、委託料の対象経費として計上できますが、アドバイザーが本業務委託に果たす役割を明確にし、企画提案書にその旨を明記してください。

5. 応募方法およびスケジュール

(1) 応募に関する質問の受付及び回答

1) 公募開始日

令和6年6月5日（水）

2) 質問の受付期限

令和6年6月12日（水）15時まで（必着）

3) 質問の提出

当該企画提案コンペに関する質問は、質問票（第3号様式）にて行うものとし、1に記載の担当課・連絡先まで、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信の確認を行ってください。

4) 質問の内容

質問は、原則として、本業務委託にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年6月19日（水）までに、和歌山県ホームページ（和歌山県森林林業局内「紀伊半島3県共同研究実行委員会」）にて公開させていただきます。

(2) 参加資格確認申請書（第1号様式）の受付及び結果通知

1) 申請書の提出

4（1）に掲げる要件を全て満たしていることの誓約を記載した申請書（第1号様式）及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書、写し可）を令和6年6月26日（水）17時までに提出してください。

2) 資格確認結果の通知

申請書の内容を確認後、企画提案書類提出受付日までに確認結果通知書を送付します。

(3) 企画提案書類等の提出

1) 提出を求める企画提案書類

ア 企画提案書（第2号様式）…正1部、副（写し）5部

原則A4版、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ12ポイント以上。

表紙を含め10ページ程度（長辺側を綴じる）。

なお、別紙仕様書から業務内容を把握したうえで、以下の項目について、できる限り具体的に記載してください。

- ・事業計画

別紙仕様書の業務委託内容を達成するための実施体制（アドバイザー等を設置する場合は、これを含める）、具体的な手法、手順および考え方等をまとめ、提案してください。

・業務スケジュール

事業計画の遂行におけるスケジュールを提案してください。

・実績

造林、保育作業に関する調査や研究実績とその内容、または、林業現場での低コスト化に関する調査や研究実績とその内容について記載してください。

・その他

提案内容について他者に対して優位であると思われる点等、その他追記事項があれば記載してください。

イ 見積書：正1部、副（写し）5部

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけではなく、「3（3）経費」の内容に沿って、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

ウ 提案事業者の概要書：1部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載してください。

2) 提出期限等

ア 提出期限 令和6年7月3日（水）15時まで（必着）

イ 提出場所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課内
「紀伊半島3県共同研究実行委員会事務局」
電話：073-441-2969

ウ 提出方法

上記提出場所まで持参又は郵送により提出してください。

エ 受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて上記イに記載の担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

6. 参加に際しての注意事項

（1）失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- 1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- 2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- 3) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- 4) 応募及び提案書類に虚偽の記載をした場合
- 5) 公募要領に違反すると認められる場合
- 6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（2）無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- 1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - 2) 3 (1) 委託料の上限を超えた見積額を提示した場合
- (3) 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて受託者が負うものとします。
- (4) 複数提案の禁止
- 複数の企画提案書の提出はできません。
- (5) 提出書類変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。 (軽微なものを除く。)
- (6) 返却等
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 費用負担
- 提出書類の作成及び提出並びにコンペ参加に要する費用等は、すべて参加者の負担とします。
- (8) その他
- 参加者は、参加資格確認申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

7. 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、業務委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

8. 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

別に定める選定委員が別表「審査項目及び評価内容」に基づき審査を行います。

なお、選定委員会では、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションの内容を審査・評価し、公募する業務内容に対して、最も優れた企画提案者を候補者として選定します。

(2) 選定委員会

1) 実施日及び方法

①実施日時及び場所については、応募者に別途通知します。

②プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）は、以下のとおりです。

プレゼンテーション：15分以内

質疑応答：15分程度

③注意事項は、以下のとおりです。

・1提案者あたりのプレゼンテーション参加人数は3名までとします。

・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書に沿ったプレゼンテーション用資料により説明を行ってください。なお、プレゼンテーショ

ン用資料は、選定委員会が開催される5日前までに提出をお願いします。

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

2) 委託候補者の決定

提出書類及びプレゼンテーションの内容を各選定委員が別表に定める審査項目に基づき評価・採点し、総評価点が最高点の者を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。

応募者が1者のみの場合であって、総評価点が基準点を満たすときは、当該応募者を委託候補者とします。基準点に満たないときは委託候補者なしとします。

3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに委託候補者あて文書にて通知するとともに、和歌山県ホームページ（和歌山県森林・林業局林業振興課内「紀伊半島3県共同研究実行委員会」）にて委託候補者の名称を公表します。委託候補者がなしの場合も、その旨上記ホームページにて公表します。

9. 委託契約について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等について協議のうえ、業務委託仕様書の内容を確定し契約を締結します。協議が調わなかった場合、または委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

なお、より事業の効果を上げるため、実行委員会が必要と判断した場合には、委託候補者と実行委員会の協議により、企画提案について適宜変更を求めることがあります。

また、委託契約を締結後、受託者が4（1）の1）～6）に示す応募者が満たすべき条件を満たさなくなったときは、その契約を解除することができるものとします。

10. 業務の適正な実施に関する事項

（1）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

（2）個人情報保護

本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

（3）守秘義務

本業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

（4）著作権の取扱

1) 業務委託の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、委託料が完納された時点で実行委員会に譲渡するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ当実行委員会の承諾を得なければなりません。

また、受託者は成果品にかかる著作者人格権を行使するときにおいても、当実行

委員会に対して、これを行使しないものとします。

2) 上記に関わらず、成果品に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとします。

なお、著作権について第三者から異議の申し出等があったときは、受託者の責任において解決するものとします。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③事務局に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、事務局と協議を行うこと。

2) 受託者が 1) ②又は③の義務を怠ったときは、「和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」により措置を講じます。

1 1. その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、受託候補者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 本業務委託により収集した住所、氏名、連絡先等の個人情報は本業務委託にのみ使用します。また、県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表しません。
また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された各提案書については、県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる場合があります。
- (6) その他必要な事項は、県会計規則の規定によるものとします。

1 2. 事務局担当課及び連絡先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1－1

和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課内

「紀伊半島 3 県共同研究実行委員会事務局」 (担当者：福田、丸本)

TEL : 073-441-2969

FAX : 073-433-1037